平成２５年（フ）第１５２号
奈良市西大寺新町１丁目２番10―105号
債務者　金子　久美（旧姓祝）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西２丁目８番15号
債務者　更家　正康
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５９号
奈良市あやめ池南３丁目３番38―102号
債務者　斎藤　洋輝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７４号
広島市西区古江西町12番38号
債務者　平野美由紀（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
愛媛県松山市東石井５丁目12番６号　コモドハウス201号
債務者　武田　美紀
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９０号
愛媛県松山市空港通１丁目２番５号　サーパス空港通904号
債務者　羽田　嘉子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９９号
愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション602号
債務者　越智田ひかり
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
愛媛県松山市山西町897番地
債務者　東海林元治
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２１号
愛媛県松山市南久米町93番地
債務者　青木末知江
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１　中央団地４区８－４－２
債務者　土井長義秀
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０１号
宮崎市松山２丁目２番42号　如月おおぞら別館405号
債務者　内　　浩幸
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１１号
宮崎市東大宮３丁目６番14号
債務者　渡邊　幸好
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１５号
宮崎市神宮１丁目217番地
債務者　森　　繁
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地２　成和ビル703号
債務者　生駒　淳志
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地２　成和ビル703号
債務者　生駒久美子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目26番28号
債務者　大木　一則
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町5322番地３
債務者　野﨑美文子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
鹿児島県日置市伊集院町郡1274番地　ピュアパレス伊集院301
債務者　野﨑　一仁
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係